

## 船舶事故調査報告書

令和6年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）  
委員 上野 道 雄  
委員 岡本 満喜子

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 同乗者死亡  |
| 発生日時  | 不明（令和5年5月17日 12時15分ごろ～13時40分ごろの間）（医師による死亡推定時刻：12時20分ごろ）  |
| 発生場所  | 新潟県魚沼市 <sup>なかのまたあめいけ</sup> 中ノ岐川雨池橋北東方<br>國澤 <sup>くにさわ</sup> 三等三角点から真方位138°1,260m付近<br>（概位 北緯37°05.5′ 東経139°12.3′）   |
| 事故の概要   | プレジャーボート <sup>でんのすけ</sup> 伝之助8は、同乗者が落水して死亡した。  |
| 事故調査の経過   | 令和5年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | プレジャーボート 伝之助8、5トン未満<br>220-22533新潟、個人所有<br>5.43m×1.45m×0.60m、FRP<br>ガソリン機関（船外機）、7.3kW、不詳   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 81歳<br>一級小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成25年10月3日<br>免許証交付日 令和4年10月31日<br>（令和10年10月2日まで有効）<br>同乗者 79歳  |
| 死傷者等  | 死亡 1人（同乗者）   |
| 損傷  | なし   |
| 気象・海象   | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好<br>水象：川面 平穏、水温 約10℃  |
| 事故の経過   | 本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、さくらます、にじます及びいわな釣りをを行う目的で、令和5年5月17日05時00分ごろ、魚沼市奥只見湖 <sup>ぎんざんだいら</sup> の銀山平船着き場を出航し、途中、餌のわかさぎを釣った後、中ノ岐川に架かる雨池橋下流域（以下「川」という。）の釣り場に向かった。<br>（付図1 事故発生経過概略図、写真1参照） |



写真1 本船

船長及び同乗者は、長さ約80m、直径約5mmのポリプロピレン製ロープ（以下「ロープ」という。）を使い、川の両岸にロープを張り、そのロープに本船の船首と船尾にある係留用のロープを結び、川の中央付近に係留して釣りをを行う予定であった。（図1、写真2参照）

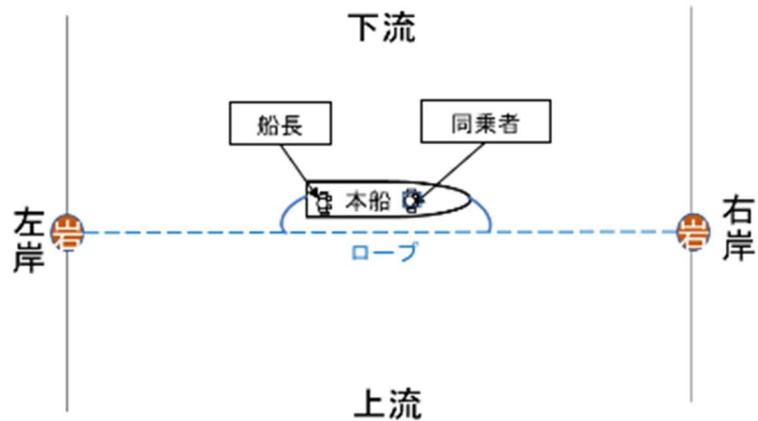


図1 本船が釣りをする際の状態



写真2 本船が釣りをする際に張るロープ

船長及び同乗者は、11時30分ごろ本船が雨池橋の下流約300m付近の左岸に到着後、釣りの準備として、川幅が約42mの左岸付近の川の中にある岩にロープを結び、結んだロープを徐々に伸ばしながら、右岸に移動した。(写真3参照)

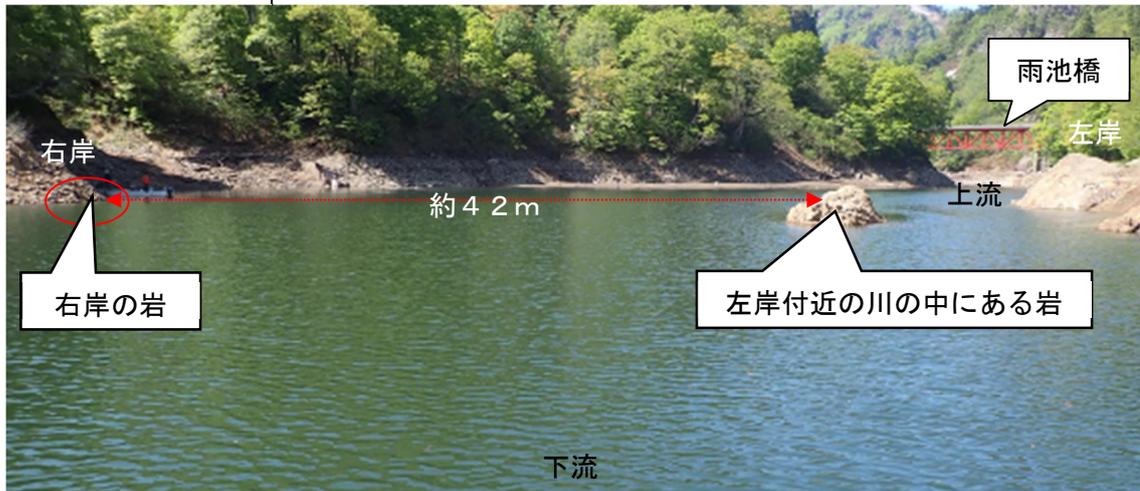


写真3 雨池橋の下流約300m付近

同乗者は、右岸に到着後、岸辺で本船を降りて右岸の岩にロープを結び、11時45分ごろ右岸から約0.8m突き出た浅瀬に立って右岸側にロープを引っ張ったところ、左岸付近の川の中にある岩に結んだロープが外れ、岸辺に座り込むような状態となり、体が水に浸かった。(写真4参照)

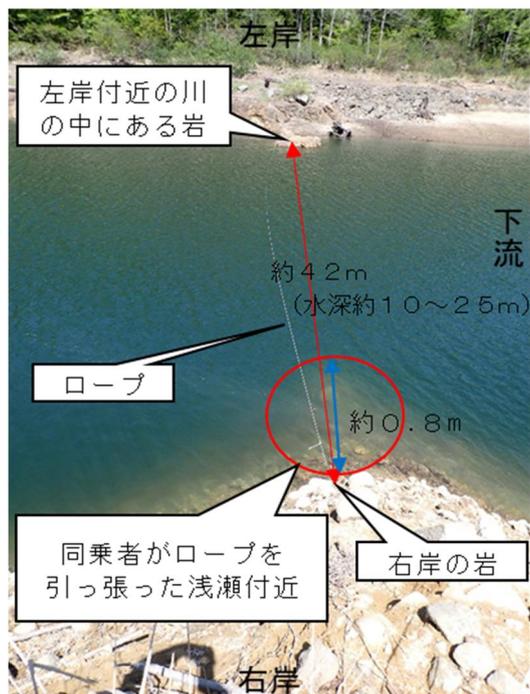


写真4 両岸にロープを結んだ状態(再現)

同乗者は、すぐに起き上がり、浅瀬付近で右岸に船首を向け、船外機を前進のアイドリング運転として漂白している本船に両手で掴まり、右舷船尾側から本船に乗り込んだものの、本船が川の流れて水深の深い場所に流されたので、バランスを崩し、両足を船縁にかけたまま、両手を離し仰向けの状態で上半身が水面に浸かった。(写真5参照)



写真5 右舷船尾側の船縁に両足をかけ仰向けの状態 (再現)

船長は、本船が川の流れて水深の深い場所に流されたことを認め、船外機を中立運転とし、同乗者の両手を掴んで引き揚げようとしたものの、重くて引き上げることができなかった。(写真6参照)



写真6 船長が同乗者の両手を掴み引き揚げようとした状態 (再現)

船長は、同乗者を引き上げることができないまま、上体を起こすよう声を掛け続けていたところ、12時00分ごろ同乗者の目が閉じ、反応がなくなったのを認めた。

船長は、周囲に大声で助けを求めたものの応答がなく、12時15分ごろ同乗者が本船から離れないよう船縁にかかった両足を片手で保持した状態のまま宿泊先に携帯電話で救助を要請した。

船長は、右舷船尾側の船縁にかかっていた同乗者の両足の長靴に船

|  |  |
|--|--|
|  | <p>尾にある係留用のロープをかけて船内に引き揚げようとした。</p> <p>同乗者は、膝が伸び長靴から両足が抜けたことで右舷船尾側の船縁にかかっていた両足が外れ、仰向けのまま落水し、そのまま水没した。</p> <p>‘宿泊先の関係者3人が乗船した救助船’（以下「救助船」という。）は、13時30分ごろ本事故発生場所付近に到着し、船長と共に捜索を行っていたところ、13時40分ごろ結んだロープが外れた左岸付近の川の中にある岩付近の水中に沈んでいる同乗者を発見し、救助船に引き揚げた。</p> <p>同乗者は、15時00分ごろ宿泊先の関係者から通報を受けた消防及び警察のボートが到着し、救急隊員により心肺蘇生が施されたものの、その場で死亡が確認された。</p> <p>同乗者は、司法解剖の結果、死因が溺水吸引による窒息であり、死亡推定時刻が17日12時20分ごろと検案された。</p>  |
| <p>その他の事項</p>  | <p>船長及び同乗者は、大学時代の釣りクラブの仲間であり、これまでに本事故発生場所付近で3回、一緒に釣りを行っていた。</p> <p>船長及び同乗者は、上下共に防寒着を着用し、長靴を履いており、船長は救命胴衣を着用し、同乗者は救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は、同乗者が本事故前日の釣りでは、救命胴衣を着用しているのを認めており、本事故当日も防寒着の下に救命胴衣を着用しているものと思っていた。</p> <p>船長によれば、同乗者は、泳ぐことができ、健康状態は良好で、宿泊先を出発する際にふだんと変わった様子はなかった。</p> <p>船長は、自分よりも体重が重い同乗者の両手を掴み、船内に引き揚げようとしたが、同乗者が、岸辺に座り込むような状態になった際、川の水で防寒着が濡れて上半身が更に重くなっており、船内に引き揚げることができず、また、同乗者自身も同様の理由で上体を起こすことができなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、同乗者を本船に乗り込ませる際、川の流れて水深の深い場所に流されないよう、足場の良い岸辺の岩や木にしっかり船体を固定した状態で乗り込ませれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本船は、乾舷（水面から舷縁までの高さ）が、船首部約0.43m、中央部及び船尾部が約0.38mであった。</p> <p>船長は、消防及び警察への通報を行っていなかった。</p> |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>同乗者の死因は、溺水吸引による窒息であった。</p> <p>同乗者は、右舷船尾側から本船に乗り込んだものの、本船が川の流</p>  |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>れで水深の深い場所に流されたことから、バランスを崩し、両足を船縁にかけたまま両手を離して仰向けの状態で上半身が水面に浸かり、上体を起こすことができず、落水して溺水したものと考えられる。</p> <p>船長は、岸辺付近の浅瀬から同乗者を本船に乗り込ませる場合、本船が川の流れて水深の深い場所に流されないよう、足場の良い岸辺の岩や木にしっかり船体を固定できる場所に係留し、乗り込ませる必要があったものと考えられる。</p> <p>同乗者は、岸辺に座り込むような状態になったことで、川の水で防寒着が濡れて重くなっており、上体を起こすことができなかつたものと考えられる。</p> <p>同乗者は、本船が川の流れて水深の深い場所に流され、川底に足が着かない状況になった際、救命胴衣を着用していなかったことから、本船に両足をかけたまま引き揚げられるのを待っていた可能性があると考えられるが、本事故前日の釣りでは着用していた救命胴衣について、本事故当日に着用していなかった理由については明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、小型船舶への乗船経験が豊富な同乗者が救命胴衣を着用していると思い込んでいたこと、また、小型船舶操縦者の遵守事項についての認識が不足していたことから、同乗者の救命胴衣の着用状況を十分に確認しなかつたものと考えられる。</p> <p>船長は、同乗者が自分よりも体重が重く、更に防寒着が濡れて上半身が重くなっていたことから、同乗者を引き揚げるができなかつたものと考えられる。</p> |
| <p><b>原因</b></p>    | <p>本事故は、同乗者が、右舷船尾側から本船に乗り込んだものの、本船が川の流れて水深の深い場所に流されたため、バランスを崩し、両足を船縁にかけたまま両手を離して仰向けの状態で上半身が水面に浸かり、上体を起こすことができず、落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| <p><b>再発防止策</b></p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、乗船者を浅瀬から船に乗り降りさせる場合、動かない岩や木にしっかり船体を固定し、足場の良い場所から乗り降りさせること。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、乗船者が救命胴衣を着用しているか確認するとともに、着用していない場合は着用するように指導すること。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を適切に着用すること。</li> <li>・ 船長は、安全に係る事故の発生時には、速やかに消防及び警察に通報すること。</li> </ul>   |

付図1 事故発生経過概略図

